平成２７年（フ）第７号
千葉県船橋市海神３丁目24番15号　エ・エル・ハウス101号
債務者　青柳　大樹
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
千葉市美浜区真砂５丁目６番13―105号
債務者　杉村　武彦
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
千葉県船橋市習志野台８丁目３番21号　ウィングコート102号
債務者　小倉　　等
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
千葉市若葉区貝塚２丁目４番26号　東和開発第３ハイツ103号
債務者　中西　　猛
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５６号
千葉県市原市五井9150番地　コーポ正司101号
債務者　大澤　ユミ
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
千葉県八千代市吉橋2371番地１（86街区６画地）エスペランサＡ201号室
債務者　鈴木　好行
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
千葉県船橋市高根台５丁目１番272棟405号
債務者　佐々木喜世
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９５号
千葉市中央区旭町13番３号　エトワール千葉旭町309号
債務者　宮崎　寛安
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２号
高知市上町４丁目２番３号　リヴィエラ上町Ⅲ―606号
債務者　山上　隆澄
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５８号
高知市伊勢崎町６番17号
債務者　濵田　愛子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９１１号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目10番７―502号
債務者　高田恵美子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２００４号
札幌市西区西野２条１丁目２番13―602号
債務者　栗田久美子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３５号
札幌市北区新琴似１条４丁目７番６号　いずみハイツ102号
債務者　藤田　佑輔
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３６号
札幌市北区新琴似１条４丁目７番６号　いずみハイツ102号
債務者　藤田　萩乃
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２１号
札幌市豊平区豊平４条10丁目２番３号　カノントヨヒラ901号
債務者　小山内奈緒美（旧姓多田・柏田）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７０号
北海道恵庭市黄金北３丁目２番地３　ハイツシャポーＣ号
債務者　片桐　早睦（旧姓武田・笹谷）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７号
札幌市北区百合が原５丁目２番１―307号
債務者　和田　直人
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで札幌地方裁判所民事第４部